

## コーポレートガバナンス・ガイドライン

株式会社村田製作所(以下「当社」という)は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資することを目的とし、当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な指針としてこの「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定する。

### 第1章 総則

#### 第1条(経営理念)

当社は、当社の最も重要な経営理念である次に掲げる「社是」に基づき経営を行い、製品・サービスの提供を通じて社会・文化の発展に貢献することを使命とする。

『技術を練磨し

科学的管理を実践し

独自の製品を供給して

文化の発展に貢献し

信用の蓄積につとめ

会社の発展と

協力者の共栄をはかり

これをよろこび

感謝する人びとと

ともに運営する』 (1954年制定、1979年改定)

#### 第2条(コーポレートガバナンスの基本的な考え方)

当社は、コーポレートガバナンスを経営上の最も重要な課題の一つと位置付け、すべてのステークホルダーに配慮しつつ、会社が健全に発展・成長していくため、常に最適な経営体制を整備し、機能させるよう取り組むものとする。

#### 第3条(コーポレートガバナンス・コードの実施)

1. 当社は、東京証券取引所の定めるコーポレートガバナンス・コードの各原則を尊重し、当社がその使命を果たすために相応しいコーポレートガバナンスのあり方を実践する。
2. 当社は、コーポレートガバナンスの実効性を高めるため、毎年、コーポレートガバナンス・コードの当社における実施状況につき取締役会にて報告する。

### 第2章 経営戦略

#### 第4条(経営資本の活用)

当社は、社是の実践を通じて培ってきた経営資本を価値創造の源泉と捉えている。CS(価値の創造と提供)とES(やりがいと成長)を最上位の価値観において、これらの経営資本を活用・強固なものとし、コンピタンスを磨き続けていくことで、Innovator in Electronicsとして持続的な価値創造を実現する。

1. 当社は、人的資本を重要な経営資本として位置付け、方針と指標を掲げ、自らの活動をモニタリングしながら持続的に人的資本を強化し続けていく。  
また、当社は、多様な人材が、それぞれの持ち味を活かし活躍できることは、激しい変化や不確実性にしなやかに対応し、イノベーションを生み出し続けるための源泉となると考える。人種、国籍、宗教、信条、障がい、性別、年齢、出身地、性的指向といった違いや、能力、知見、経験などの見えない多様性を尊重し、多様な人材を惹きつけ、キャリアを積みかさねながら、従業員一人ひとりがさまざまな経験を通じて能力を高め、力を発揮できる風土の醸成を図る。
2. 当社は、研究開発・事業活動からさまざまな知的財産を創出しており、その知的財産を特許出願し、あるいはノウハウとして秘匿することで保護し、持続的な価値創造に貢献する。  
当社は、上記の知的財産活動を評価し、知的財産の活用を促進し、知的財産へ継続的に投資することにより企業価値の向上を図る。
3. 当社が属する電子部品業界は、市場環境の変化が激しく、技術革新のスピードが速い。環境の変化に機敏に対応し、持続的な利益成長を達成するとともに、厳しい事業環境下においても経営の安定を維持するため、資本政策の適切なあり方を継続的に検討する。  
当社は、戦略的な資本政策のもと、投下資本利益率(ROIC)を重要な経営指標とする。中長期的な経営戦略の策定においては、キャピタル・アロケーションを検討し、資本コストを意識した資金の運用を行う。

#### 第5条(中長期的な経営戦略の策定)

当社は、持続的な企業価値の向上を図り、長期視点で目指す方向性や必要な備えを具体的に示すため、中長期的な経営戦略や経営計画を策定する。経営戦略等の公表に当たっては、基本的な方針や目標を提示し、事業ポートフォリオの方向性や見直し状況、経営資源の配分等についても説明する。

#### 第6条(持続可能な社会の実現に向けての取り組み)

当社は、社会・文化の発展に貢献することを使命とし、持続可能な社会の実現に向けて、当社のイノベーションで社会価値と経済価値の好循環を生み出し、豊かな社会の実現に貢献していく。

1. 当社は、経営理念である社是に掲げられた精神に則り、法令の遵守はもとより、透明性の高いガバナンスのもと、人権尊重、安全衛生、社会貢献、環境保全などに取り組む。社会の要請としても、企業は経済的な価値だけではなく、人や自然と調和した統合的な価値の追求が求められており、当社は、高い企業倫理観に基づきながら、当社が独自に築いてきた技術やサービスで社会の変革や課題解決に貢献することで、ステークホルダーとともに発展することを目指す。
2. 前項に対応するため、以下の課題に重点的に取り組む。
  - (1) 当社は、世界各地で深刻化している気候変動が引き起こす様々なリスクに対応するため、当社の環境への取り組みと事業活動の両面から気候変動対策を推進することで、社会の脱炭素化に貢献する。
  - (2) 当社は、持続可能な資源利用を自社の事業活動において実現することで、世界各地で深刻化している資源の枯渇、廃棄物量の増加といった社会問題の解決に貢献する。

### 第3章 ステークホルダーとの関係

#### 第7条(ステークホルダーとの価値共創)

当社は、事業活動を行うためには社会からの信用が不可欠であることから、ステークホルダーとコミュニケーションを重ね、ステークホルダーとともに新たな価値の創出を目指すことで、社是の実践と持続的な成長の実現につなげる。

1. 当社は、株主の権利が実質的に確保されるよう適切に対応し、株主が権利を適切に行使することができる環境の整備、株主の実質的な平等性の確保に取り組む。  
また、当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、株主・投資家との間で建設的な対話を行う。
2. 当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の創出は顧客、取引先、協業先、従業員及び地域社会をはじめとするさまざまなステークホルダーによるリソースの提供や貢献の結果であることを十分に認識し、これらのステークホルダーとの適切な協働に努める。  
また、取締役会・経営陣は、ステークホルダーの権利・立場や健全な事業活動倫理を尊重する企業文化・風土の醸成、また企業の社会的責任の遂行に関してリーダーシップを発揮して取り組む。

#### 第8条(適切な情報開示と透明性の確保)

当社は、ステークホルダーとの建設的な対話の基盤として、当社を理解するために有効と判断する会社情報の開示について、正確で分かりやすく、有用性の高いものとなるよう主体的に取り組む。また、そのために別途ディスクロージャーポリシーを定める。

### 第4章 コーポレートガバナンス体制

#### 第9条(コーポレートガバナンス体制に関する基本方針)

1. 当社は、監査等委員会設置会社の体制を採用する。
2. 当社は、執行役員制度を採用し、取締役会は経営方針及び重要な業務執行の意思決定並びに取締役の職務の執行に対する監督を行い、執行役員は日常の業務執行を行う体制をとることにより、監督機能と業務執行機能の一層の強化を図る。
3. 当社は、ステークホルダーの視点で経営を監督する独立社外取締役が取締役会の2分の1以上となるよう選任し、経営の透明性を確保するとともに、取締役会の監督機能の強化を図る。
4. 役員の指名・報酬につき取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、取締役会の諮問機関として指名諮問委員会及び報酬諮問委員会を設置する。これら委員会の委員は取締役会が取締役から選定し、委員の過半数を独立社外取締役で構成することによりその独立性を確保するものとする。

#### 第 10 条(取締役会の役割・責務、構成)

1. 取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図る。
2. 取締役会は、経営理念を实践した経営、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために、適正妥当な意思決定を行い、取締役の職務の執行を監督する役割・責務を負う。
3. 取締役会は、実質的な活発な議論を確保するために必要且つ十分な人数で構成し、また取締役会全体としての知識、経験、能力のバランス及び多様性を確保する。
4. 取締役会は、独立社外取締役ににかかる独立性判断基準を指名諮問委員会の答申に基づき改定し、開示する。

#### 第 11 条(取締役会の実効性の評価)

取締役会は、取締役会の実効性を高めるため、毎年、取締役会全体の実効性について各取締役による評価を参考にして分析・評価を行い、その結果の概要を開示する。

#### 第 12 条(取締役のトレーニング)

1. 当社の取締役は、それぞれの役割・責務を果たすために必要と考えられる知識の習得・確認、更新等の研鑽に努めるものとする。
2. 当社は、取締役に対し、コーポレートガバナンス、コンプライアンス、内部統制等に関するトレーニングの機会を提供する。
3. 当社は、社外取締役に対し、取締役会以外にも、当社の事業の状況、経営課題等に関して情報を取得する機会を提供する。

#### 第 13 条(監査等委員会の役割・責務、構成)

1. 監査等委員会は、株主に対する受託者責任を踏まえ、取締役の職務執行の監査、監査等委員・会計監査人の選解任や監査報酬に係る権限の行使などの役割・責務を果たすにあたって、独立した客観的な立場において適切に判断する。
2. 監査等委員会は、自らの守備範囲を過度に狭く捉えることなく、能動的・積極的に権限を行使し、取締役会においてあるいは経営陣に対して適切に意見を述べる。
3. 監査等委員会は、会社法の定めに従いその過半数を社外監査等委員で構成し、また常勤の監査等委員を置くこととする。監査等委員会はその実効性の観点から独立社外監査等委員の独立性と常勤監査等委員の情報収集力を有機的に組み合わせてその役割・責務を果たす。
4. 監査等委員会は、会計監査人候補を適切に選定し、会計監査人を適切に評価するための基準を策定する。また、監査等委員会は、会計監査人に求められる独立性と専門性を有しているか否かについて確認を行う。また、監査等委員会は、会計監査人及び会社の内部統制に関わる部門と十分な連携を確保する。

5. 監査等委員会は、会社法の定めに従い監査等委員でない取締役の選任及び報酬に関して、指名諮問委員会及び報酬諮問委員会からの報告を聴取したうえ、意見を形成し株主総会において陳述する。

#### 第 14 条(指名諮問委員会の役割)

指名諮問委員会の役割は次に掲げる事項とする。

- ① 取締役候補者の選任基準に関する答申
- ② 独立社外取締役の独立性判断基準に関する答申
- ③ 株主総会に付議する取締役選任議案に関する答申
- ④ 代表取締役社長の後継者計画に関する審議、監督および取締役会への報告
- ⑤ 取締役会に付議する代表取締役・役付取締役の選任議案に関する答申
- ⑥ 取締役会に付議する代表取締役・役付取締役の解任議案に関する答申
- ⑦ 執行役員の選任についての監督
- ⑧ その他、取締役会が持続的にその機能を発揮するための人材面での重要課題

#### 第 15 条(報酬諮問委員会の役割)

報酬諮問委員会の役割は次に掲げる事項とする。

- ① 取締役及び執行役員の報酬制度・水準に関する答申
- ② 取締役及び執行役員の個人別報酬額の決定

#### 第 16 条(内部統制管理委員会その他の任意の委員会)

取締役会は、適正なコーポレートガバナンスを実現するため、代表取締役のもと内部統制管理委員会を設置する。そのほか、必要に応じて任意の委員会を設置する。これら委員会の委員は、取締役、執行役員、関係部門長から選任する。

### 第 5 章 その他

#### 第 17 条(改定)

1. このガイドラインは、環境の変化や社会的要請、当社の経営戦略の変化等があった場合は必要に応じて改定を検討する。
2. このガイドラインの改定は、取締役会の決議により行う。

## 附則

### 第1条(実施)

このガイドラインは2015年10月30日から実施する。

2016年 6月29日 改定

2017年 6月29日 改定

2018年 12月21日 改定

2019年 12月13日 改定

2021年 12月17日 改定

2022年 9月16日 改定

2024年 04月26日 改定